平成２４年（フ）第４３２号
相模原市南区古淵４丁目１番13号　パステルコート古淵213号
債務者　吉川　宏和
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３９号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目14番44－１号
債務者　岡本　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４４９号
相模原市中央区田名6701番地９
債務者　川村　敬義
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４５５号
相模原市中央区上矢部４丁目７番４号　新サンハイツ202号
債務者　岸本　和行
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４０２号
群馬県渋川市伊香保町伊香保408番地１　カーサ関屋106、前住所静岡県伊豆の国市長岡1288番地の８　高杉アパート
債務者　坂田　幸子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
静岡県沼津市本白銀町481番地の10
債務者　吉岡　靖**隆**
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９８１号
京都府宇治市菟道車田１番地　ダイリン２Ａ－７号
債務者　齊藤　　仁
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７９号
京都府宇治市伊勢田町南遊田35番地の24
債務者　御舘曜二郎
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４４号
京都市伏見区深草西出町６番地３　カーサ・ドルチェ402、前住所京都市伏見区深草宝塔寺山町12番地13　ハイツ梓105号室
債務者　小倉　美也
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９６号
京都府久世郡久御山町坊之池坊村中28　久御山南病院、住民票上の住所京都府久世郡久御山町大橋辺１番地30
債務者　加地　清子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３４号
京都府宇治市宇治池森９番地の５　プラシーボ宇治Ａ棟101号
債務者　小川絵里子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３４１号
京都市山科区竹鼻竹ノ街道町３番地２プランタン2000　Ａ棟106号
債務者　大野木頼子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１００３号
堺市堺区熊野町西２丁２番12―403号
債務者　鶴岡　孝子
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０２４号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番39―502号
債務者　西端　由紀
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１０３号
大阪府藤井寺市林２丁目１番41号
債務者　山下　義英
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１１５号
堺市北区中百舌鳥町５丁775番地
債務者　丸岡　健三
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２４号
大阪府富田林市若松町１丁目７番１―301号
債務者　吉岡　茂一
1　決定年月日時　平成24年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで大阪地方裁判所堺支部破産係